

様式第3号（第4条関係）

平成29年8月14日

箕輪町議会議長様

箕輪町議会議員 木村英雄



議員グループ研修派遣結果報告書

箕輪町議会議員グループ研修実施要領第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

研修名	マニフェスト・サミット2017 「政策で勝負する議会へ～次世代の地域経済を考える」
研修の期間	平成29年7月31日（月）～8月1日（火）
研修の場所	衆議院第一議員会館 多目的ホール
成 果 (具体的に)	別紙のとおり
グループ研修 派遣議員名	小島常男 小出島文雄 中澤清明 釜屋美春 大槻金吾 唐沢敏 木村英雄

7月31日～8月1日 マニフェスト・サミット2017「政策で勝負する議会へ～次世代の地域経営を考える～」が衆議院第一議員会館多目的ホールで全国から地方議員150人が参加して開催されました。今回の研修会では大阪府議会をはじめ4市町村の先進事例発表、「公職選挙法改正（地方議会議員選挙におけるビラ解禁）」「AI農業」「AI(人工知能)・ロボティクス」などをキーワードに、議会のあり方を2日間に渡って学びました。

### 基調講演

「次世代の議会のあり方～2017東京都議会議員選挙の結果から～」

北川正恭 早稲田大学名誉教授

### 講演の要旨

94年に公職選挙法が改正され中選挙区が小選挙区制に変わった。

また、政治資金規正法が変わり、政党助成法ができた。本来は法律で決める選挙はあつてはならないがお金がかかりすぎるということで政党助成金ができた。

司法、立法、行政をきちんと考えなければいけないということで、

立法は、小選挙区制を導入し、お金もきれいにする大改革を行った。

司法は、弁護士になりやすくするため、法科大学院ができたが、現在うまくいっていない。

行政改革は、13省庁であったのが17府省になり、3公社5現業という国鉄・電電・専売公社が無くなった。戦後50年がたつての大改革が行われた。

また、95年、中央集権があまりにもひどいということで地方分権推進法ができた。

形式要件の整備、最も大きな法律改正は機関委任事務の全廃であった。改正で事務次官からの指示・命令が命によって行われていたが、法律によって行われることとなった。

当時は、形式要件の整備、いわゆる法律とか制度を変えることで精いっぱいで、実質的に何も変えることができなかつた。

それから20年、2014年、集権を分権してくださいというような消極的な言い方ではなく、自分たちが町を自己決定、自己責任で作っていくんだ、創生していくんだということで、まち・ひと・しごと創生法ができた。

そこから、議会の仕事もすっかり変わるという現実をわがこととして議会改革をしていただければうれしい。

東京都議選が行われた。

二元代表制として対等の関係にあるはずの都議会議員選挙で知事と候補者のツーショットに違和感を感じた。

新しい世代の議会の在り方、すなわち執行権者に対して、議決権者が明確に良いことは一緒にすればよい、悪いことは悪いと本当にしないと日本のデモクラシーが機能しないという、今日の状況にあるということを都議会から感じてほしい。

議会不要論が7割ある。議会が有用であるということを証明することが大事。

議会の監視機能という全くばかげた地方集権に対して執行部が作り上げた虚像をなくしてほしい。確かにチェック機能は大事であるが、ほんのわずかである。

地方創生法ができた背景には二元代表権で議会に政策提案権があることをしっかり頭に入れておく、それを支える立法機能、条例制定機能がある。

そうでなければ地方政府はできないという考えが、2005年に考え方として固まった。

議会の使命は、監視機能だけではなく、民意を反映が使命である。議員が住民の声を聴いて、地方の政治がおかしいと思ったら、条例を直せば良い、これが議会の使命である。

執行部は、何をもって町民に公平公正を確保するかと言ったら、法律、条例、規則に基づいて執行しているので、執行部は改革をしづらい体質であるということを理解しなければならない。

執行部の体質を、民意に基づいて、合議制に基づいて、民意を反映するための議会であるべきである。執行部の古い体質を変えなければならない。議員活動も大事だが、議会活動をしっかりやってほしい。

次世代の議会を作りたい。地方を変えるのは議会である。選挙はお願いではなく約束にしてほしい。これまでの議会改革は、形式的な部分が主であったが、形式が整った現在は、実質的な改革が必要。議員個人はもちろんのこと議会全体としての取り組みが一層必要など地方議会、議員に今後の活動に期待したい旨の基調講演でした。

## コメント

北川先生は、二元代表制と次世代の議会の在り方を説き、「議会から地方を変え、地方から日本を変えていこう」と呼びかけられました。今、改めて議会の在り方が問われています。議会はどのように対応すべきか。次世代にどのように備えるべきか。議会の存在意識はどこにあるのか。形式的な議会改革ではなく実質的な改革に議員はもちろん、議会全体で一層取り組んでいかなければと思います。

## パネルディスカッション

### 「公職選挙法改正と次世代の政策の在り方」

逢沢一郎　自由民主党衆議院議員、衆議院政治倫理審査会会長

坪井ゆづる　朝日新聞論説委員

北川正恭　早稲田大学名誉教授

草間　剛　横浜市議会議員

地方議員選挙における公費の政策ビラ配布を認める公職選挙法改正、2019年3月施

行一般市議会議員選挙まで、選挙期間中のビラが解禁になったことを受けて、「公職選挙法改正と次世代の政策の在り方」と題して、パネルディスカッションが行われた。

逢沢一郎　自由民主党衆議院議員からは県議選、政令都市議選、市議選それぞれ公費で認められるビラの枚数が異なること、町村議選が対象から外されたことなど、公職選挙法改正について説明があった。

坪井ゆづる　朝日新聞論説委員からは地方選挙は投票率が下がり続けている。政策で選挙を争うことで投票率が上がることを期待していると話された。

北川正恭　早稲田大学名誉教授は、議会が全体の立ち位置を変える。パラダイムの変化が必要。地方創生は議会が積極的に連鎖を起こし、議会が地方を変え、地方が国を変えなければいけないと話された。

#### コメント

残念ながら、今回の改正では町村議選は認められませんでした。なぜ、町村議員選挙が対象からは外されたのか、町村議員からの要望が少なかったとのことですが明らかにこの制度は差別していると感じました。坪井ゆづる　朝日新聞論説委員も社説で書かれていますが、議員のなりて不足がちの町村こそ、議員選挙の公営化が求められています。選挙は、お願いから約束に変えていかなければならないといわれている中、ぜひ町村議員選でも認めてくれるよう取り組んでいかなければと思います。